(本編のみ)

新潟市消費生活推進計画 · 新潟市消費者教育推進計画 (二次改定)

新潟市 平成31年3月

◇◇ 目 次 ◇◇

第1	章 計画策定の背景と経緯 ・・・・・・・・・・・・・P1
1	計画策定の経緯
2	一次改定の経緯
3	消費者教育推進計画策定の経緯
第2	章 消費者を取り巻く状況の変化・・・・・・・・・・・・P2
1	消費者を取り巻く現状
2	近年の消費者行動・意識の特徴
3	国おける消費者政策の動き
4	本市における消費者行政の動き
5	一次改定計画(消費者教育推進計画策定を含む)の取組状況と評価
第3	3章 計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・P9
1	基本となる考え方
2	計画及び施策の構成
3	計画の位置づけ
4	計画の期間
第4	章 計画の課題と施策の体系・・・・・・・・・・・・・P11
1	課題と施策の体系
2	課題と施策の展開
第5	章 重点的な取り組みと目標値・・・・・・・・・・・・P26
1	重点的な取り組みと施策
2	重点的な取り組みの目標値
第6	章 計画の推進と検証など・・・・・・・・・・・・・P29
1	計画の推進
2	検証と評価
3	計画の見直し
資料	編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
1	新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画(二次改定)の策定経過
2	新潟市消費生活審議会委員名簿
3	市民意見の把握の取り組み
4	新潟市消費生活条例
5	統計資料
6	用語など

第1章 新潟市消費生活推進計画策定の背景と経緯

1 計画策定の経緯

本市では、昭和 54 年度に「新潟市消費者保護条例」を制定し、消費者の保護、生活必需物資の安定供給、消費者意見の反映、苦情の処理及び訴訟の援助のための施策を進めてきました。そして、IT 化、国際化及び高齢化の進展など、消費者を取り巻く環境が著しく変化する中で消費者問題の内容の多様化・複雑化に対応するために、平成19年4月1日に「新潟市消費者保護条例」を「新潟市消費生活条例」(以下「消費生活条例」といいます。)に全面改正し、施行するとともに、平成19年に消費生活条例第7条に基づき、消費生活施策の方向やその推進に必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年度から平成26年度までの7年間とした「新潟市消費生活推進計画」を策定しました。

2 一次改定の経緯

「新潟市消費生活推進計画」の計画期間(平成20年度から平成26年度まで)中に、少子・超高齢社会の進行や、情報通信機器・情報サービスの急速な発達・普及により、インターネット上で流通する情報量が飛躍的に増加し、様々な消費者ニーズに応える商品やサービスが提供されるようになりました。

それに伴い、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化し、特に、高齢者の孤独感や不安感、判断力の低下などに付け込んだ悪質な手口による消費者トラブルが後を絶たないなど、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成27年3月に、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする一次改定を行いました。

3 消費者教育推進計画策定の経緯

本市では、平成 20 年度の「消費生活推進計画」策定当初から重要課題の一つに「消費者学習などの支援」を掲げ、各施策に取り組んできました。

平成24年12月には、「消費者教育の推進に関する法律*1)(以下「消費者教育推進法」という。)」(法律第61号)」が施行され、各自治体において消費者教育推進地域協議会を組織し、「消費者教育推進計画」の策定に努めることが定められました。

そのため、平成 27 年度から平成 30 年度までを計画期間とする一次改定では、各階層や地域の中で計画全般にわたって消費者教育に関する施策の展開を図るとともに、支援者育成など各種の事業を展開することとしました。

特に、高齢者・障がい者を支援するためには、地域が一体となった取り組みが必要なこと、かつ、「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる消費者教育に関する計画が「消費生活推進計画(一次改定)」の中に包括されていることから、平成28年7月に新潟市消費者教育推進地域協議会を組織するとともに、従来の「新潟市消費生活推進計画(一次改定)」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に改め、今後も消費者保護の推進及び消費者教育の一層の推進を図ることとしました。

第2章 消費者を取り巻く状況の変化

1 消費者を取り巻く現状

消費者を取り巻く状況は、少子・超高齢社会の進行、情報通信機器・情報サービスの急速 な発達・普及による情報量の飛躍的増加など、急速なスピードで変化しています。

そのような中、様々な消費者ニーズに応える商品・サービスが提供される一方、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化している状況にあります。特に、近年、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれることが多く、その傾向としては、孤独感・不安感や判断力・交渉力の低下に付け込んだ悪質な手口が後を絶たない状況となっています。

(1)超高齢社会と高齢者の消費トラブルの現状

消費生活相談全体において、高齢者に関する相談は、近年、大きな割合を占めるようになっており、これは全国的な傾向として表れています。

高齢者が消費者被害に遭う特性の例としては、本人が消費者被害を十分認識していないことから誰にも相談していないということがあり、特に認知症の高齢者に顕著な傾向があります。このような潜在的被害者も相当数あるものと考えられます。

(2)インターネット関連のトラブルの増加

携帯電話やスマートフォン、インターネットを始めとする情報通信手段は、連絡手段や情報収集手段として使用されているばかりでなく、買い物をするためのツールや宿泊施設、交通機関等のサービスの予約をするためのツール、映像・音・ゲームなどの教養・娯楽サービスを楽しむためのツール、さらにはソーシャルメディア*2)を通じたコミュニケーションのためのツールとして、今や私たちの暮らしと切り離せないものになっています。

しかし、情報通信手段の浸透に合わせ、情報通信に関する新しい消費者トラブルが次々と発生しています。事例としては、携帯電話や光回線など電気通信サービスの契約に関するもの、インターネット通販での商品・サービスの購入に関するもの、インターネットを利用したアダルト情報サイト・出会い系サイト・オンラインゲームなどのコンテンツ*3)に関するもの、一方的に送りつけられる迷惑メールやフィッシング等による個人情報の不正入手など、内容も複雑化するとともに、多岐にわたったインターネットに関する消費者トラブルは、特定の世代に限らず、急増しています。

(3)次々と生まれる特殊詐欺や悪質商法

トラブルが発生しやすい商法には様々なタイプがあります。「俺だよ,俺」と子どもや孫のふりをして高齢者などに電話し、「事故で金がいる」、「サラ金の取り立てが厳しい」などと騙して現金を架空の口座に振り込ませる手口や,親族のほかに警察官や弁護士になりすますし、郵便や宅配便で直接現金を送らせ、又は直接受け取りに来る場合もあります。「オレオレ詐欺」と呼ばれ、被害金額が大きく社会問題化している詐欺の手口です。このほかにも、原野商法の被害回復を装った手口で二次被害に遭うケースなども報告されています。(主な事例は、資

料編 P66「トラブルになりやすい商法の例」を参照)

これらの手口がマスコミ等で周知されるに伴い,件数が減少していくものもありますが, 想定し得なかった新たな手口も次々と発生しています。

(4)消費生活の安全・安心にかかわる事件・災害などの発生

近年, 化粧品の白斑問題, 冷凍食品の農薬混入問題など, 消費者の生命・身体を脅かす事態も発生し, 迅速な情報把握と周知が課題となりました。

このほかにもホテル・レストランなどにおいてメニュー表示と異なる料理を提供していたメニュー偽装が相次いで発覚し、食に対する消費者の信頼を揺るがす社会問題になりました。また、危険ドラッグの乱用者による今まで想定し得なかった犯罪も発生しています。さらに、各地で頻発する自然災害発生により、消費生活の安心・安全が脅かされる恐れがある場合、その情報を迅速・的確に把握し、速やかに消費者に伝えることが必要となります。

加えて、子ども(14歳以下)の不慮の事故(交通事故、自然災害を除く)による死亡数は、長期的には大幅に減少していますが、死亡事故に至らないまでも危害の程度は重いものがあります。未来を担う子供たちが健やかに育っていくことは重要な問題と考えます。

(5)エシカル消費、食品ロスへの関心の高まり

エシカル消費*4)(倫理的消費)とは、より良い社会に向けて、地域活性化や雇用などを含む人や社会・環境に配慮した消費行動をいいます。人、社会、環境、地域、動物に配慮した様々な消費行動の総称であり、消商品・サービスを選択する際の環境整備や食品ロスの削減、省エネなど社会的課題に配慮した消費、持続可能なライフスタイルへの理解の促進が求められています。さらに、国は、平成27年に国連で採択された平成42(2030)年度までの17個の持続可能な開発目標*5)(SDGs)の達成に向けた取組を推進することとしています。食品ロスは、本来まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。農林水産省及び環境省の日本国内の事業系および家庭系の食品ロス発生状況(平成27年)調査に基づき、平成30年4月に食品ロスに関する推計結果が公表されましたが、食品ロスの量は646万トン(うち家庭系の発生量は約289万トン)で、これは世界全体の食糧援助量の約2倍に相当します。

2 近年の消費者行動・意識の特徴

消費者庁が消費者問題の現状や求められる政策ニーズを把握し、消費者行政の企画に生かすことを目的に、日頃の消費生活での意識や行動、消費者事故・トラブルの経験等を中心に平成29年度に調査した「消費者意識基本調査」*6)及び内閣府が消費者行政の推進に関して平成27年度に実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」*7)が報告されています。

(1)消費者の意識や行動

①「生活全般や消費生活における意識や行動」について

1万円以上の商品やサービスについて買い物や契約をするときの行動を聞いたところ、「買う前に機能・品質・価格を十分に調べる」に当てはまる人が約7割、「衝動買いをする」に当てはまる人が約2割という結果。(資料編「消費者意識基本調査」【図 1-3①参照】)

②「インターネット利用に関する意識や行動」について

普段インターネットを利用するときに主に使う端末について聞いたところ、「スマートフォン」と回答した人が5割弱という結果。(資料編「消費者意識基本調査」【図2-1参照】)

③「不用品の処分」について

リユース品(中古品)を使用することについての考え方を聞いたところ,「リユース品(中

古品)を使用したい」と回答した人は1割に満たず、「リユース品(中古品)を使用してもよい」と回答した人は約7割という結果。(資料編「消費者意識基本調査」【図 3-1 参照】)

④「SNSの利用」について

この1年間でソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*8 を「ほとんど毎日利用している」人は3割を超え、10代と20代では約9割、年齢層が高くなるにつれ割合が小さくなり80歳以上では約3%という結果。(資料編「消費者意識基本調査」【図4-1参照】)

⑤「消費者事故・トラブル」について

この年で購入した商品、利用したサービスについて、消費者被害に当たる経験が「ある」 と回答した人の被害事例のうち、販売・購入形態が「通信販売(インターネット取引を含む。)」の割合が6割弱と最も高い結果。(資料編「消費者意識基本調査」【図 5-4 参照】)

(2)消費者問題と消費者が必要としている情報

①消費者問題に対する関心分野

消費者問題に関心が「ある」と答えた者が、関心のある分野は「食中毒事故や食品添加物の問題等の食品の安全性」と答えた人の比率が最も高く、続いて「偽装表示等事業者による商品やサービスに関する偽りの情報」「強引な勧誘や不正な利殖商法等の悪質商法」「交流サイト、ゲーム、ネット通販等のインターネット利用によるトラブル」「製品の欠陥により生じる事故」の順で関心が高い。(資料編「消費者行政の推進に関する世論調査」【図 6-1参照】)

②消費者問題の情報の入手方法

消費者問題に関心が「ある」と答えた者が、消費者問題を得ている方法は「テレビ・ラジオのニュース」と答えた人の比率が最も高く、以下「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオの情報番組」、インターネット「インターネットの SNS 上の口コミ」などの順。(資料編「消費者行政の推進に関する世論調査」【図 7-1 参照】)

③国・地方公共団体から得たい情報

国や地方公共団体から特に得たいと思う消費者向け情報については、「現実に消費者が遭う可能性のある取引上のトラブル(詐欺的契約、契約拒否、架空請求など)の状況や対処方法」を挙げた者の割合が最も多く、続いて「悪質事業者の公表を含む行政処分の情報」「危険性のある製品の情報(リコール情報など)や事故を防ぐための使用上の注意」「苦情の相談機関、処理機関の役割や利用方法の紹介」の順。(資料編「消費者行政の推進に関する世論調査」【図 8-1 参照】)

(3)被害や不安の相談相手

本市が平成30年度に実施した「市政世論調査」*9)の結果によると、購入した商品・サービスからの被害や不安の相談相手は「家族」の割合が最も多く、次いで「友人」、「職場の人」でしたが、「誰にも相談していない」の割合が「家族」や「友人」を上回っており、このことからも一人で抱え込んでいるケースが多い結果になりました。 (資料編「市政世論調査」

【問5 参照】)

また,消費生活センターに相談しなかった理由は「相談しても仕方ないと思ったから」が 最も多く,次いで「相談できると思わなかった」「時間がなかった」の順です。(資料編「市

政世論調查」【問6 参照】)

さらに、消費者教育について、幼児期では「食の安全」、小学生では「お金の使い方」、中学生・高校生では「スマートフォン・インターネット等に関する注意点」、高齢者を含む成人では「悪質商法の手口と対処方法」の割合が一番高くなっています。(資料編「市政世論調査」 【問7 参照】)

消費者教育の場としては「家庭」が最も多く、以降「中学校」、「国、県、市」、「小学校」、「高校」の順なっています。(資料編「市政世論調査」【問8 参照】)

消費者教育に「関心があるので、活動に参加してみたい」、「関心はあるが、時間がない」や「関心はあるが、どうしたらいいかわからない」と「関心がある」と答えた人が6割弱となりました。一方、「関心がない」が約4人に1人という結果になりました。(資料編「市政世論調査」【問9参照】)

3 国における消費者政策の動き

(1)体制の整備

平成21年9月に、消費者の視点から消費者行政全般を担う組織として、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的収集・分析・発信、企画立案、法執行などの機能を有する消費者庁が設置され、また内閣府には、独立した第三者機関として、各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明(建議等)を行う消費者委員会*10)が設置されました。

さらに、平成 24 年 10 月には、消費生活上の生命・身体被害に係る事故原因を究明するための調査・評価を行う消費者安全調査委員会*11) が設置されるなど、社会環境の変化に応じた体制の整備が進められてきました。

(2)消費生活に関する法律の整備

平成 16 年に制定された「消費者基本法」*12 は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念とした消費者政策の基本となる法律であり、わが国の消費者政策は、この法律に沿って進められています。

また、平成21年9月消費者庁の設立と同時に施行された「消費者安全法」*13) は、消費者事故などに関する情報の集約等、消費生活における被害の発生又は拡大の防止による消費者の安全を確保するために重要な法律です。

さらに、平成24年8月には消費者自身が被害に遭わないために、自立した消費者を育成することを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が議員立法で成立し、同年12月に施行されました。

加えて、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立し、平成34(2022)年から施行されます。これまで未成年者取消権で保護されていた18歳,19歳の若者が保護の対象から外れることになるため、消費者被害の拡大を防止すべく万全を期する必要があります。

平成30年6月には、「消費者契約法」*14)が一部改正(平成31(2019)年6月施行) されました。改正内容は、「消費者の不安をあおる告知」、「恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用」などの不当勧誘行為に対して取消権を追加するなどです。 このほかにも、消費者の安全確保、表示の充実と信頼の確保、適正な取引の実現のため、「特定商取引に関する法律」*15,「貸金業法」*16,「割賦販売法」*17)の改正や、「食品表示法」*18)の制定など、時代の要請に合わせ、消費者・生活者の視点に立った法律の制定や改正、制度の整備が行われてきました。

(3)消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針

「消費者基本計画」*19) は、消費者基本法に基づき、消費者政策を計画的・一体的に推進するために、平成22年3月に閣議決定した計画です。現在の消費者基本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象としていますが、毎年度一部改定が行われ、新たな重点政策が追加されてきました。

また、国においては、「消費者教育推進法」の成立を受け、「消費者教育の推進に関する 基本的な方針」*20)の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体においては、「消費者 教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。これを受けて、国は、平成25 年6 月に国の消費者教育の推進に関する施策の方向性を示すとともに、地方公共団体、消費者、 消費者団体、事業者、事業者団体等消費者教育の担い手にとって指針となる基本方針を閣議 決定し、平成30年3月に改定しています。

(4)地方消費者行政への支援

国は、平成20年度の第2次補正で「地方消費者行政活性化交付金」を創設し、県単位での基金造成を支援するとともに、消費者庁発足後は「地方消費者行政活性化基金制度」*21)を創設し、消費者行政に取り組む自治体を支援してきましたが、平成26年度からは交付金制度に変更され、消費生活相談員資格試験制度、新たな消費者教育の推進、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築等、地方消費者行政強化作戦として支援が続けられています。

4 本市における消費者行政の動き

(1)条例の改正と計画の策定

平成19年4月に、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、「消費者保護条例」を「消費生活条例」に全面改正し、平成20年度には「消費生活条例」に基づき「消費生活推進計画」(平成20年度から26年度)を策定しました。

平成27年3月に、消費者問題の内容の多様化・複雑化に対応するために、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする一次改定を行いました。

平成28年7月には、新潟市消費者教育推進地域協議会を組織するとともに、従来の「新 潟市消費生活推進計画(一次改定)」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計 画」に改め、消費者教育の一層の推進を図ることとしました。

(2)消費生活センターの移転

平成22年4月に、相談者の利便性向上を図るため、消費生活センターを中心市街地である西堀ローサ内に移転しました。

(3)多重債務相談への対応

平成 22 年 1 0月に、多重債務者*²²⁾ や生活困窮者からの相談と自殺防止対策の一環として、消費生活センターに専門相談員を配置し、多重債務のワンストップ相談窓口を開設しま

した。

(4)消費生活相談の推移

本市の消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成16年度に8千件を超え、その後年々減少傾向にあったものの平成25年度には再び4千件を超え、平成29年度の相談件数は4,304件となっています。

【表1】年度別相談件数の推移

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
内	訳	年度													
	談 総件数	8,387	6,685	5,705	4,565	4,104	3,431	3,654	3,675	3,573	4,106	4,376	4,649	3,871	4,304
	苦情	7,940	6,031	5,007	3,854	3,401	2,906	3,160	3,243	3,085	3,623	4,010	4,232	3,575	3,955
	問合・ 要望	447	654	698	711	703	525	494	432	488	483	366	417	296	349

5 一次改定計画(消費者教育推進計画策定を含む)の取組状況と評価

一次改定計画の推進に当たっては、課題を解決するため、各部に関連する消費者施策(事業)を引き続き連携して進めることとし、計画全般にわたる施策のうちから、消費者を取り巻く環境や消費者行動の変化に対応した重点的に取り組む施策を取り上げることとしました。

以下、一次改定計画で優先的に取り組むべき施策として取り上げた重点課題の目標について 取組状況と評価を行いました。

【重点課題の目標】

	項目	現状値	目標値	取組状況	評価
取組1	消費者の年齢(ライ フステージ)に応じ た学ぶべき内容と体 系化(教育プログラ ム)の策定	未策定	平成 30 年ま でにプログラ ム策定	プログラム策 定に向け準備 中	達成(進行中)
取組2 (その1)	高齢者や障がい者が 多く利用する病院や 金融機関の協力を得 て,消費生活に関す る啓発のための情報 提供の拡大	消費生活センター (対して) (消費生活センター発行情報 誌「ゆうゆう 通信」の発行 部数の拡大・ 800部	発行部数 1200部 うち,地域包 括支援センタ ー,居宅介護 施設など 452部	達成
取組2 (その2)	消費者被害の防止を 図るため最新情報を 発信するポータルサ イト* ²³⁾ の充実	市のホームペ ージに最新情 報を掲載	最新情報を発 信するポータ ルサイトの作 成	未策定	未達成

	項目	現状値	目標値	取組状況	評価
	地域が一体となった	地域で見守る		「消費者安全	
	取り組みとして、持	人たちへの情	「消費者安全	確保地域協議	
	続可能な見守りネッ	報提供	確保地域協議	会」の立ち上	
HU&B O	トワークづくりの検		会」* ²⁴⁾ の	げを目指し持	法代
取組3	雪寸		あり方につい	続可能な見守	達成
			て方向性の明	りネットワー	
			確化	クづくりを検	
				討中	

第3章 計画の基本的な視点

1 基本となる考え方

本計画は、消費生活条例第7条に基づき策定される計画であり、同条例第2条の基本理 念に基づき、消費者を取り巻く環境の変化に対応した改定計画とします。

【参考】新潟市消費生活条例(平成18年条例第135号)(抄)

(基本理念)

- 第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費生活施策」という。)は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
 - (1) 市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
 - (2) 市民の健全な生活環境が確保されること。
 - (3) 市民の安全が確保されること。
 - (4) 市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (5) 市民に必要な情報が提供されること。
 - (6) 市民に必要な学習の機会が提供されること。
 - (7) 市民の意見が反映されること。
 - (8) 市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

(消費生活推進計画の策定等)

- 第7条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。
- 2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、第1項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を 聴かなければならない。

2 計画及び施策の構成

(1) 課題と施策の見直し

消費生活を脅かす様々な問題や課題を類型化したうえで、施策の方向性を示し、具体的に 取り組む行動を掲げる構成はそのままとしています。改定にあたっては、消費者を取り巻く 社会情勢の変化に合わせ、課題と施策を見直します。

(2) 重点的に取り組む施策

庁内各部署に関連する消費者施策(事業)を連携して進めることとし、計画全般にわたる施策のうちから、重点的に取り組む施策を取り上げることとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、消費者行政に関する市政運営の総合的な指針であり、本市のまちづくりの方向性となる総合計画「にいがた未来ビジョン」(新潟市総合計画)*25)との整合性を図るとともに、消費生活施策に関連する各部局の個別計画と連携した取り組みを行います。

4 計画の期間

当初計画の期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間でした。

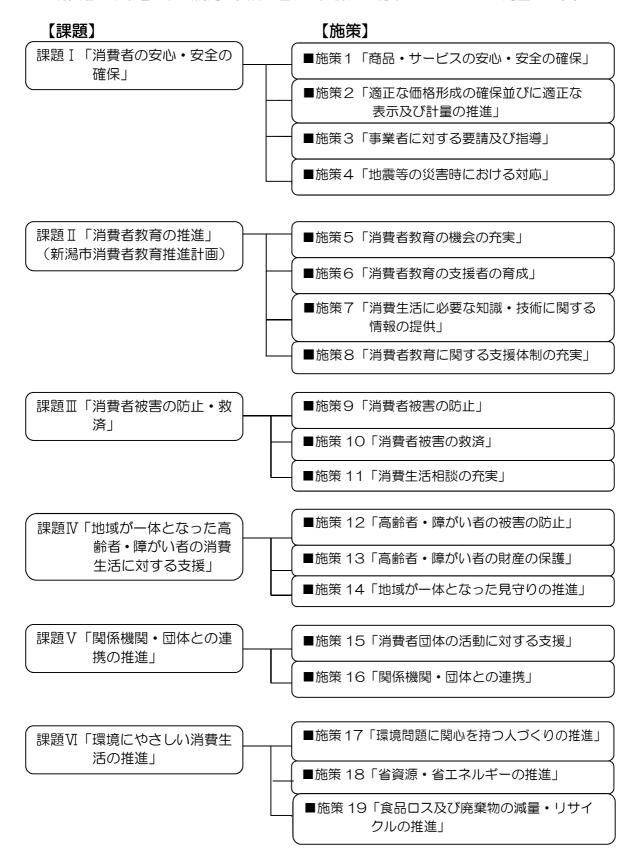
一次改定計画は、消費者を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、平成27年度から 平成30年度までの4年間の計画としました。

本計画は、消費者を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成31 (2019)年度から平成34 (2022)年度までの4年間の計画とします。

第4章 計画の課題と施策の体系

1 課題と施策の体系

消費者を取り巻く社会情勢の変化に合わせ、課題と施策を以下のように見直します。



2 課題と施策の展開

課題 [「消費者の安心・安全の確保」

消費者にとって、安心・安全な暮らしが確保されることは、日常生活を営む上で最も基本的で、かつ重要な事項です。消費生活センターには、毎年多くの相談が寄せられ、その中には食品の偽装表示、悪質リフォーム問題、製品事故の発生など商品・サービスによって危害の発生するものもあります。

このような状況から、事業者の責務として安心・安全な商品・サービスを供給するとともに、 消費者の権利を尊重し、消費者のライフステージに応じた適切な選択のための効果的な情報の提 供を図るよう、市として要請又は指導を行います。

なお、事業者・事業者団体には、消費者基本法及び消費生活条例で消費者の苦情処理体制の整備が求められています。

また、市は、消費者が適切な商品・サービスを選択し、購入するために必要な知識の修得や情報の収集を支援するとともに、このような取り組みによって消費生活の安全を確保し、消費者が安心して暮らせるよう総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策1	商品・サービスの安心・安全の確保	
	(1) 食品の安全性の確保	食の安全推進課
	①食品衛生監視指導計画*26)により、食品及び施設の効果	食肉衛生検査所
	的な監視及び検査をするとともに,食中毒等飲食に起因	
	する事故が発生した場合には,原因調査及び消費者被害	
	の拡大防止措置を行います。	
	②食の安全基本方針に基づき、消費者、事業者及び行政の三	
	者による意見交換会を開催し,その意見を施策に反映さ	
	せるなど,消費者,事業者及び行政の相互理解を深め,協	
	力して食品の安全性を確保します。	
	(2)住まいの安全性の確保	環境衛生課
	①住まいに起因する健康被害等の相談を実施し、住まいの	建築行政課
	衛生に関する情報を提供します。	
	②耐震性等住まいの安全に関する相談会の開催や耐震改修	
	工事の補助を行います。	
	(3)生活用品等の安全性の確保	消費生活センター
	①生活用品等の安全性を確保するため、調査・検査を行う	環境衛生課
	とともに,必要な情報を提供します。	
	②生活用品等による危害が発生した場合には,速やかに関	

		T
	連情報を提供するとともに,事業者に対し用品の回収等 を要請します。	
	(4)生活衛生営業施設の衛生確保	 環境衛生課
	理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅	SK901H3 III SK
	館などの衛生管理や安全性を確保するために監視・指導	
	を行います。	
		 保健管理課
	医薬品の適正使用や保健衛生上の危害発生防止のため,	体性自生体
	医薬品の販売業者に対する監視・指導を行います。	金のウク##==
	(6) 商品・サービスの安全性に関する情報の提供	食の安全推進課
	①商品・サービスの安全性について、市報、市ホームペー	食肉衛生検査所
	ジ、消費生活センター機関誌により情報を提供します。	消費生活センター
	②商品・サービスによる事故が発生した場合,消費者被害	
	の拡大防止を図るため、製品の回収等に関する情報を効	
	果的に提供します。	
	③商品・サービスによる事故が発生した場合,消費生活条	
	例第12条に基づく事故に関する届出を促し, 必要に応	
	じて消費者被害の拡大防止を図るために情報を提供し	
	ます。	
	④商品・サービスによる危害の防止のため,消費生活条例第	
	10条に基づき、必要な調査を行い、その経過及び結果を	
	公表します。	
施策2	2 適正な価格形成の確保並びに適正な表示及び計量の推進	
	(1) 適正な価格形成の確保	中央卸売市場
	①中央卸売市場において,野菜,果物,水産物,花きを適	消費生活センター
	正な価格で安定的に供給します。	
	②公益的事業者が料金変更を行う場合は,市民の意見の反	
	映に努めます。	
	③市民の消費生活の安定を図るため、生活関連物資の価格	
	調査を行い公表します。	
	(2)事業者に対する適正な表示の指導	食の安全推進課
	①安全な食品・生活用品等の確保と消費者の適切な選択を	消費生活センター
	図るため食品・生活用品等の適正な表示の指導及び立入調	
	査を行います。	
	②過大な包装によって、消費者の選択を誤らせることがな	
	いよう適正な包装の推進を事業者に要請します。	
	③適正な栄養成分表示や、虚偽誇大広告の禁止について相	
	談・監視・指導を行います。	
		1

	(3)事業者に対する適正な計量の指導	消費生活センター
	①正確な計量器の使用による適正な計量の実施を確保する	
	ため,計量器の定期検査を実施します。	
	②適正な計量の確保を図るため、事業所の立入検査を実施	
	します。	
	(4)消費者に対する適正な表示及び計量に関する情報の提供	消費生活センター
	①適正な表示及び計量に関する情報を,市報,市ホームペ	食の安全推進課
	ージ,チラシ,消費生活センター機関誌により提供しま	
	す。	
	②適正な包装に関する情報を、市報、市ホームページ、チラ	
	シ,消費生活センター機関紙により提供します。	
	③適正な栄養成分表示や広告表現について情報を提供しま	
	す。	
施策3		
	(1)事業者に対する要請及び指導	消費生活センター
	①法令を遵守(コンプライアンス)し、表示の適正化を図	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	るなど危害の発生・拡大防止を行うよう要請及び指導を	
	行います。	
	②消費者に対し適正な情報を提供するよう要請及び指導	
	を行います。	
	③苦情処理相談窓口の設置を要請します。	
	(2)相互の理解	 消費生活センター
	(2) 相互の理解 消費者と事業者との相互の理解及び協力が促進されるよ	府員工店とフラ
	う情報の提供,交流の促進を図ります。 	
施策4		
	(1)生活必需品の安定供給	危機対策課
	災害時における被災者に対する生活必需品の供給体制を	防災課
	整備します。	
	(2)生活関連物資の価格の緊急調査	消費生活センター
	災害時に生活関連物資の安定的な供給を図るため,価格	
	の緊急調査及び監視体制を整備します。	
	また,他都市で災害が起きた場合であっても,同様の体	
	制を整えます。	
	(3)消費者被害の防止	消費生活センター
	災害時の混乱に乗じた消費者被害の防止を図るため、消	
	費生活情報の提供及び相談体制を整備します。	

課題Ⅱ 「消費者教育の推進」(新潟市消費者教育推進計画)

消費者と事業者の間には、情報の質・量や交渉力・経済力に多くの差があり、そこからさまざまな消費者問題が生じています。

消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差を解消するためには、「消費者の権利」を尊重するとともに、「自立した消費者の育成」を図る必要があることから、消費者基本法及び消費生活条例において、「必要な教育の機会が提供されること」などの消費者の権利や「消費者の自立の支援」を規定しています。

市が目指す「自立した消費者」像として、「消費生活に関し自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動できる人」、「消費生活に関し環境の保護に配慮できる人」を想定し、この実現に向けた消費者教育は、今後ますます重要度を増しています。

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる 消費者市民社会*27)をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場ある いは社会にどういう影響を与えるだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全 で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

また、消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を 育み、社会の消費者力*28)の向上を目指して行われるべきものです。社会をたくましく生きてい く「実践的な力」を育み、そして自立が困難な人を「見守る」ことで、社会の消費者力を向上し ていくことができます。

さらに、消費者教育は、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じ、また、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において推進する必要があります。

民法の成年年齢引下げに関して、消費者庁は「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成30年3月に変更し、「若年者の消費者被害の防止・救済と自立した消費者育成のための学校における消費者教育の推進」を当面の重点事項の1つとしています。

このため、消費者教育を推進するために、弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら 実効性のある消費者教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や 消費者団体と連携して、消費者リーダー*29)の育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎え る前の若者に消費者教育を実施します。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策5	5 消費者教育の機会の充実	
	(1) 家庭における消費者教育の充実	消費生活センター
	家庭での消費者教育を支援するため、公民館と連携し	
	た講座及び研修会を開催します。	
	(2) 小・中・高等学校における消費者教育の充実	学校支援課
	①小学校において、衣食住などに関する実践的・体験的な	消費生活センター
	活動を通して,日常生活に必要な基礎的な知識と技能の	

修得を図ります。	
②中学校の社会科や技術・家庭科及び高等学校の公民科や	
家庭科において、社会の変化と消費生活及び消費者の権	
利と責任について理解し,消費者として主体的に判断で	
きるよう消費生活に関する基礎的な知識に関する消費	
者教育を実施します。	
③インターネットやスマートフォンのトラブルに関する	
出前講座* ³⁰⁾ を実施します。	
(3)大学等における消費者教育の充実	消費生活センター
大学生等を対象にした消費者教育の普及を図るため,	
大学等との連携事業の実施や情報交換を行います。	
(4) 職場における消費者教育の充実	消費生活センター
事業所の職員を対象に出前講座を実施します。	
(5)地域における消費者教育の充実	消費生活センター
自治会・町内会,老人クラブ,PTA,地域コミュニ	
ティ協議会,消費者団体に対する出前講座を実施しま	
す 。	
(6) 高齢者に対する消費者教育の充実	消費生活センター
①自治会・町内会,老人クラブを始めとする地域団体,	地域包括ケア推進課
地域包括支援センター,居宅介護支援事業所などに消	
費者被害の防止に関する出前講座を実施します。	
②消費者被害の防止を図るため,ビデオ・紙芝居の視聴	
覚資料の充実に努めるとともに,文字の大きさなどに	
配慮した読みやすく理解しやすい資料を制作します。	
③情報を得にくい高齢者が,消費者被害及び防止に関す	
る情報を容易に入手できるように、高齢者の見守りを	
行う地域包括支援センター等の関係者や関係機関に対	
し情報提供していきます。	
(7) 障がい者に対する消費者教育の充実	消費生活センター
グループホームや通所施設などと連携し,障がい者及	障がい福祉課
び家族に消費者被害及び防止に関する出前講座を実施し	
ます。	
(8)消費生活センターにおける消費者教育の充実	消費生活センター
①消費者が主役となる消費者市民社会をつくるため、日	
常生活の中での実践的な能力を育み,社会の消費者力	
の向上を目指して消費者が自主的で健全な消費生活を	
営むために必要な法律知識や,生活技術の修得に関す	
る講座を実施します。	

②特定の世代に限らず、急増しているインターネットやス マートフォンのトラブルに関する講座を実施します。

施策6 消費者教育の支援者の育成

- (1)消費者教育の支援者の育成
 - ①実効性のある消費者教育の在り方を検討するとともに 教職員や学校関係者等を対象に研修会等を開催し、学 校における消費者教育を推進します。
 - ②国・県が主催する消費者教育研修に関係者を派遣します。
 - ③弁護士会,消費者団体やNPO団体,ボランティア等様々な主体(団体)との連携により,消費者リーダーを育成し、地域における消費者教育を推進します。
 - ④新潟県消費生活サポーターの資質の向上を支援し、地域における消費者教育を推進します。
 - ⑤消費者教育の支援者(教職員・消費者リーダー)に対し、教材・ビデオ・図書の貸出のほか教育プログラムに関する情報を提供します。

学校支援課 消費生活センター

施策7 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供

- (1)消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供
 - ①市ホームページや情報技術の活用により、消費生活に 必要な知識・技術に関する情報を提供します。
 - ②情報を得にくい消費者に、消費者被害及び防止に関する情報が効果的に届くよう、地域コミュニティ協議会 や福祉関係団体に協力を要請します。

消費生活センター

施策8 消費者教育に関する支援体制の充実

- (1)消費者教育に関する支援体制の充実
 - ①消費生活に関する教育相談に対し、消費者教育の支援者を活用するなど、支援体制を充実させます。
 - ②多様な消費者からの要求に応えるため、消費者の年齢 (ライフステージ)に応じた学ぶべき内容と「いつで も・どこでも・だれでも」が学習できる体系化(教育 プログラム)の策定を踏まえ推進に向け、教育委員会 など関係機関等と連携して取り組みます。
 - ③消費者教育を支援するため、消費者教育の支援者や自ら学習するための情報を提供します。

学校支援課 消費生活センター

課題Ⅲ 「消費者被害の防止・救済」

高齢者のみならず、若者も含めた幅広い世代において消費者被害は依然として生じており、平成30年6月には「消費者契約法」が一部改正(平成31(2019)年6月施行)され、改正内容には、社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対して取消権を追加することなどを規定しています。

市は、消費者教育の支援、効果的な情報の提供により消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活条例で不当な取引行為を禁止することにより、消費者契約の適正化を図ります。

しかし、ひとたび消費者被害が発生した場合には、迅速な救済を図る必要があることから、消費者被害の救済に向けた体制を整備します。

あわせて,消費者被害の救済のため,新潟県消費生活センターを始めとする関係機関との連携 及び協力体制を強化し,情報を共有するとともに,事業者及び事業者団体の指導にあたります。

消費者被害が少額であったり、相談時間がない場合には消費者被害が潜在化してしまうことが 考えられます。消費者被害が発生した場合に、当事者以外でも申立てができる「市長への申出」 制度を周知し、消費者被害が消費者の共有の問題であるとの認識のもと、消費者被害の救済にあ たります。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策♀) 消費者被害の防止	
	(1)効果的な情報の提供	消費生活センター
	①消費者被害の防止を図るため、市報、市ホームページ,	
	速報性を求めるものは報道機関などを活用した効果的	
	な情報提供を行います。	
	②新手の不当請求・架空請求など急増する消費者被害に	
	速やかに対応する緊急情報の提供を行い、消費者被害	
	の拡大を防止します。	
	(2)消費者契約の適正化	消費生活センター
	①消費者契約の適正化を図るため、消費生活条例に基づき	
	不当な取引に対する立入調査や勧告を行い、勧告に従わ	
	ない場合は、事業者名を公表します。	
	②危害の拡大が懸念される場合には, 直ちに事業者名の公	
	表を行います。	
施策1	〇 消費者被害の救済	
	(1)助言・あっせん・調停による消費者被害の救済	消費生活センター
	①消費者から消費生活相談の申出があったときは、消費	
	生活相談員による助言・あっせんを行います。	

	②消費生活相談員の助言・あっせんによる解決が困難で,	
	広く消費生活に影響が生じる恐れがあるときは、苦情処理を見るの間による知识を思います。	
	理委員会の調停による解決を図ります。	
	③消費者被害の救済に関する制度の周知を図るため、チョン等を作成し、広想を行います。	
	ラシ等を作成し、広報を行います。	※悪仕活わいり
	(2)消費者訴訟の援助 消費者被害を受けた消費者の訴訟が,消費生活条例の要	消費生活センター
	件を充たすときは、その消費者の申請に基づき訴訟活動に	
	必要な援助を行います。	
	(3) 市長への申出	消費生活センター
	消費生活条例に基づく市長への申出について、調査を行	内貝工心とフラ
	うなど必要に応じた適切な措置を行います。	
	(4)消費者団体訴訟に対する支援	 消費生活センター
	事業者の不当な勧誘行為や契約条項の差し止めを求め	// 貝工// ピンラ
	るため、適格消費者団体から申請があった場合、必要と認	
	められる範囲内で情報を提供します。	
	(5) 多重債務相談への取り組み	 消費生活センター
	①多重債務問題の早期解決のため、引き続き専門相談員を	「万英工心とブラ
	配置し、生活再建を支援します。	
	②多重債務問題の解決のため、新潟県消費生活センターを	
	がかとした関係者と連携するとともに, 庁内連絡会議を がある。	
	開催し、事例紹介を行うなど関係者間における情報共有	
	を行います。	
施策 1	1 消費生活相談の充実	
	(1)消費生活相談員の専門知識の向上	消費生活センター
	①独立行政法人国民生活センターや関係機関による研修	
	に計画的に消費生活相談員を参加させ,知識の向上を	
	図ります。	
	②弁護士との事例検討会の開催により,知識の向上を図り	
	ます。	
	③情報化の進展により新たに発生する消費者被害及びその	
	防止に関する知識の向上を図ります。	
	(2)相談窓口の拡充	消費生活センター
	①県弁護士会や県司法書士会などの関係機関と連携し,	
	消費者被害に関する相談窓口を充実するとともに相談	
	窓口に関する情報を広く提供します。	
	②消費生活センターに来所が困難な方には,必要に応じ,	
	身近な区役所などに出かけて訪問相談を行います。	

課題IV 「地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に 対する支援」

悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に、判断能力に不安のある高齢者・障がい者が悪質な送り付け商法や振り込め詐欺などによる被害に遭うケースが後を絶ちません。

この防止のためには、高齢者・障がい者自身が被害者にならないための問題意識を高める一方で、家族を始め地域の人々が日ごろからその様子を気にかける必要があります。

そのため、高齢者・障がい者と接する機会が多い民生委員・児童委員、地域包括支援センター 職員、介護支援専門員、障がい者相談員などに対し、消費者被害の早期発見とその対応に関する 学習機会や情報の提供に努めます。

さらに、消費者被害の防止にあたっては、地域が一体となって取り組むことが有効であることから、自治会・町内会や近隣住民などの見守りに加え、消費者安全法の目的である消費生活における被害の発生又は拡大の防止による消費者の安全を確保するため、持続可能な高齢者・障がい者を見守る仕組みづくりを考えていく必要があります。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策1	2 高齢者・障がい者の被害の防止	
	(1) 高齢者に対する消費者教育の拡充	消費生活センター
	【施策5(6)の再掲】	地域包括ケア推進課
	①自治会・町内会, 老人クラブを始めとする地域団体, 地	
	域包括支援センター,居宅介護支援事業所などに消費	
	者被害の防止に関する出前講座を実施します。	
	②消費者被害の防止を図るため、ビデオ・紙芝居の視聴	
	覚資料の充実に努めるとともに、文字の大きさなどに	
	配慮した読みやすく理解しやすい資料を制作します。	
	③情報を得にくい高齢者が、消費者被害及び防止に関する	
	情報を容易に入手できるように、高齢者の見守りを行う	
	地域包括支援センター等の関係者や関係機関に対し情	
	報提供していきます	
	(2) 障がい者に対する消費者教育の実施	消費生活センター
	【施策5(7)の再掲】	障がい福祉課
	グループホームや通所施設などと連携し、障がい者及び	
	家族に対する悪質商法や消費者被害及び防止に関する出	
	前講座を実施します。	

施策13 高齢者・障がい者の財産の保護

(1) 高齢者・障がい者の財産の保護 消費生活相談の中で、相談者の家族の協力を求めると ともに、成年後見制度*31)・日常生活自立支援事業*32) の活用に向けて関係機関と連携し、消費者に広く周知し ます。 福祉総務課 (社会福祉協議会) 消費生活センター

施策14 地域が一体となった見守りの推進

- (1) 見守りネットワークの活用
 - ①消費者被害の標的になりやすい高齢者・障がい者の見守りに向け、地域が一体となって取り組むことが有効であることから自治会・町内会や近隣住民などの見守り者に対し、情報や資料などを提供します。
 - ②高齢者・障がい者の日常的な見守りを行っている民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護支援専門員、 障がい者相談員等からの相談情報の収集に努めます。
 - ③高齢者・障がい者の消費者被害の防止や老朽化した製品 による事故防止及び注意喚起を図るため、高齢者・障が い者への情報の提供のあり方を研究します。
- (2) 持続可能な見守りネットワークづくりの検討 地域が一体となった取り組みとして、持続可能な見守 りネットワークづくりを進め、改正消費者安全法によ り、任意で組織できるよう規定されている「消費者安全 確保地域協議会」を構築します。

地域包括ケア推進課 障がい福祉課 消費生活センター

課題V 「関係機関・団体との連携の推進」

「消費者の権利」を尊重するとともに、「自立した消費者の育成」を図る消費者教育を始めと して消費者が被害に遭わない、特に高齢者・障がい者が被害者とならないためには、多くの関係 者の協力が必要となります。

また,消費生活を取り巻く各種の課題を解決し,施策を推進するためには、国を始めとした関係機関並びに消費者団体、事業者団体など多様な主体(団体)との連携を深め、積極的な情報の提供と収集に努める必要があります。

特に、効果的な消費者教育の展開に向けた取り組みには、教育機関や消費者団体はもとより、 家庭、学校、地域、職場が重要な役割を果たします。

また、消費者被害の標的になりやすい高齢者・障がい者の見守りに向けては、自治会・町内会 を始めとする地域の多様な主体(団体)と連携していくことは、これからの重要な課題です。

施策番号	具体的施策	推進する組織	
施策1	5 消費者団体の活動に対する支援		
	(1)消費者団体の活動に対する支援	消費生活センター	
	①消費者団体に対し,講師の派遣,教材・ビデオ・図書の		
	貸出支援を行います。		
	②消費者団体のネットワーク化に向け、必要な情報を提供		
	します。		
	③特定の事業に関するテーマを設定し、事業の協働実施		
	や意見交換の機会を設けるなど消費者団体に対する支		
	援を行います。		
施策1	16 関係機関・団体との連携		
	(1)関係機関との連携	消費生活センター	
	①施策の実施に当たっては,国や県,弁護士会,司法書士	地域包括ケア推進課	
	会はもとより関係機関並びに消費者団体,事業者団体	障がい福祉課	
	との連携を深め、積極的な情報の提供と収集を行いま	福祉総務課	
	す。	学校支援課	
	②大学等研究機関,NPO団体,地域コミュニティ協議		
	会や自治会・町内会、商業者といった地域経済や地域		
	コミュニティの担い手となる多様な主体(団体)との		
	連携を深め、積極的な情報の提供と収集に努め、地域		
	が一体となった取り組みを進めます。		
	(2)消費者教育における連携		
	【施策課題Ⅱ・施策6・7・8の再掲】		

(3)消費者の被害の防止・救済	
【施策課題Ⅲ・施策9・10・11の再掲】	
(4)地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対す	
る支援	
【施策課題Ⅳ・施策12・13・14の再掲】	

課題VI「環境にやさしい消費生活の推進」

持続可能な循環型社会の形成を目指していくためには、環境行政を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、社会的課題に配慮した消費や持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、人、 社会、環境、地域、動物に配慮した様々な消費行動の総称としての「エシカル消費(倫理的消費)」 の認知度向上も必要です。

環境保全及び創造に関する取り組みは、「新潟市環境基本計画」*33) に基づき積極的に推進していますが、本計画では、幅広い年代の人々が環境問題や社会的課題に配慮した消費に関心を持ち、問題の解決に資する能力が形成されるよう、積極的に情報や教育機会の提供を行うこととします。

また、消費者、事業者、行政それぞれが環境負荷の低減を目指し、省資源・省エネルギーの推進を図り、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進する運動(以下、「3R運動」*34)という。)を継続的して実施するとともに、全国的に問題になっている食品ロスの削減に関係部局と連携しながら取り組みます。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策1	7 環境問題に関心を持つ人づくりの推進	
	(1)学校における環境教育の推進	環境政策課
	小・中学校などでの環境教育を推進します。また, 児童・	学校支援課
	生徒の主体的な体験活動を通じた価値観の形成のため、自	
	然とのふれあいや環境保全活動への参加などの体験活動	
	を積極的に推進します。	
	(2) 地域における環境教育の推進	環境政策課
	①消費者,事業者が環境に関心をもち,環境倫理に根ざし	
	た地域づくりに参加するよう, 環境学習機会の提供や人	
	材の育成・確保を図ります。	
	②市は,市民団体や事業者,大学など各主体と連携し,地	
	域社会の発展と人材育成を目指し, 環境学習の機会を消	
	費者へ提供するとともに、消費者が進んで環境保全活動	
	に参加し、環境に配慮したまちづくりに取り組むことが	
	できる仕組みづくりを推進します。	
	(3) 環境情報の共有化	環境政策課
	各主体が共通の認識を持ち協働するためには、情報技術	廃棄物政策課
	の進展に合わせながら, ホームページやソーシャルネット	
	ワーキングサービス(SNS)などを活用し,環境情報の	
	共有化を図ります。また,情報紙やアイシーティー(IC	

T)*35)を活用し、3R運動やごみ処理に関する情報を提 供します。 (4)協働による取り組み体制づくりの推進 環境政策課 消費者,事業者,行政が情報・目的を共有して一体とな り、自発的に取り組めるような体制づくりを推進します。 施策18 省資源・省エネルギーの推進 (1) 省資源・省エネルギーの推進 環境政策課 「新潟市地球温暖化対策実行計画」*36)に基づき,市は もとより,消費者・事業者と協働して市域における省資源・ 省エネルギーを推進することで温室効果ガス排出量を削 減します。 施策19 食品ロス及び廃棄物の削減・リサイクルの推進 (1) 食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進 廃棄物政策課 ①食品ロス削減に対する消費者及び事業者の自発的な取 廃棄物対策課 り組みを促します。 消費生活センター ②ごみを減量する意識を高め、ごみの分別・資源化を推進 します。 ③3R運動を推進し、家庭系ごみの排出抑制を図ります。 ④家庭系ごみについては、平成20年6月に開始した「新 ごみ減量制度」のもと、さらなるごみの減量・資源化を 図り、循環型社会の構築を目指します。 ⑤事業系ごみについては、ガイドラインの普及に努め、 ごみの減量・リサイクルに向けて自発的な取り組みを 促します。 ⑥事業者に、レジ袋削減のための方策を積極的に進めるよ う働きかけます。 (2)消費者・事業者・行政の協働による取り組みの推進 廃棄物政策課 ①消費者、事業者、行政の意識啓発を図り、食品ロスの 廃棄物対策課 削減やマイバッグ運動、簡易包装などのごみを出さな い生活様式を促進するとともに、協働による体制づく りを推進します。 ②クリーンにいがた推進員制度を活用し、3R運動など 主体的な地域活動を展開し、幅広い年齢層に向けた意 識啓発を行います。 ③事業者による店頭回収や簡易包装など, 3R に関する取 り組みを促進します。

第5章 重点的な取り組みと目標値

課題を解決するため、各部に関連する消費者施策(事業)を引き続き連携して進めることと し、計画全般にわたる施策のうちから、消費者を取り巻く社会情勢の変化や消費者行動の変化に 対応した重点的に取り組む施策を取り上げることとします。

1 重点的な取り組みと施策

- (1) 取組1:「消費者教育の推進」(課題Ⅱ)
 - ■重点施策:「消費者教育の機会の充実」(■施策5)

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる消費者市民社会をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどういう影響を与えるだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

本市では、従来から子ども消費者学習や各種市民向け講座を開催するなど消費者教育に取り組んできました。また、平成30年度の消費者の年齢(ライフステージ)に応じた学ぶべき内容と体系化(教育プログラム)の策定を見据え、平成28年度から全市内の中学3年生・小学校6年生を対象に消費者教育啓発資料の配布(家庭への持ち帰り)を始めました。

引き続き、教育委員会をはじめとした様々な団体などと情報を共有し、連携を図りながら消費者教育の推進を図ります。

特に、民法の成年年齢引下げに関して、成年年齢に達する前に消費者教育を行うことが重要であり、また、各年代への消費者教育を継続して実施するためには、弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら、実効性のある教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や消費者団体等とも連携して、消費者リーダーの育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎える前の若者に消費者教育を実施します。

(2) 取組2:「消費者被害の防止・救済」(課題皿)

■重点施策:「効果的な情報の提供」(■施策9-(1))

依然として、高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが後を絶ちません。被害の未然防止のためは、いかに高齢者に情報を届けていくかが、大きな課題ですので、引き続き、職員による「出前講座」により直接情報を伝えるなど、消費者被害の拡大防止に努めます。

一方で、スマートフォンの普及が急速に進み、ネットショッピングや電子マネーを用いた決済が可能になるなどインターネットやスマートフォンが生活になくてはならない状況にあります。ネット検索、通話、メール、SNS、ゲーム、チケット予約など多様な用途に利用され、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化しています。

電子媒体による消費者被害防止の啓発活動は、情報伝達の有効な手段であり、引き続き最新情報の発信方法の一つとしてポータルサイトの構築などを検討していきます。

(3) 取組3:「地域が一体となった消費生活の推進」(課題IV)

■重点施策:「地域が一体となった見守りの推進」(■施策 14)

本市では、先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターでの見守りネットワークの課題を共有しつつ、それら課題の解消に向け環境整備を行ってきました。

平成30年度より、協議会設置のモデル事業として、トラブルの拡大防止・未然防止 に関心のある地域包括支援センター数か所と協働で、地域の見守りを担う方々と顔の見 える関係を築き、見守りネットワーク構築の必要性の周知と課題を洗い出すこととして います。

先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターと協力し、地域の実情に合った 消費者安全確保地域協議会の立ち上げを目指すとともに、持続可能な見守りネットワー クづくりを進めます。

あわせて、全市を対象とする消費者安全確保地域協議会の設置についても検討を進めます。

2 重点的な取り組みの目標値

	取り組み	現状値	目標値
取組1	消費者教育を推進するために、 弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら実効性のある教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や消費者団体と連携して、消費者リーダーの育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎える前の若者に消費者教育を推進します。	子ども消費者学習や各種市民向け講座を開催するなど消費者教育に取組む・子ども消費者・親子消費者消費者学習・くらしの1日教室・くらしのテスト教室	消費者教育に取組む回数の拡大 ・教職員や学校関係者等を対象にした研修会 ・消費者リーダーの育成を追加
取組2 (その1) 取組2 (その2)	職員をはじめ消費者リーダーに よる「出前講座」により直接情報を伝えるなど、消費者被害の 拡大防止に努めます。 消費者被害の防止を図るため最新情報を発信するポータルサイ	出前講座の実施 ・高齢者への出前講 座 ・若者への出前講座 ・その他団体への出前 講座 市のホームページに最新 情報を掲載	職員(消費者リーダー による出前講座を含む)の「出前講座」を 実施 最新情報を発信するポータルサイトの構築

	取り組み	現状値	目標値
取組3	地域が一体となった取り組みと	先駆的な取り組みを行っ	持続可能な見守りネッ
	して,持続可能な見守りネット	ている地域包括支援セン	トワーク(消費者安全
	ワーク(消費者安全確保地域協	ターと協力し見守りネッ	確保地域協議会)づく
	議会)を構築します。	トワークづくりを検討中	りを進める。

第6章 計画の推進と検証など

1 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、消費生活に関係する関係機関や庁内他部署との 連携を密にし、機動的な対応を図ります。

2 検証と評価

本計画の推進に当たっては、毎年度施策の進捗状況を確認し、特に重点的に取り組む施策については、設定した目標の達成状況などを把握し、進捗状況についてホームページなどを通じて分かりやすく情報発信するとともに、審議会に報告します。

3 計画の見直し

当初計画の計画期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間でした。

一次改定計画は、社会情勢の変化に柔軟に対応することとして、平成 26 年度に見直し作業を進め、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画としました。

本計画は、消費者を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成30年度に見直し作業を進め、平成31(2019)年度から平成34(2022)年度までの4年間の計画としました。次の見直しは4年後平成34(2022)年度を予定しています。